

○ 豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例施行規程

平成 26 年 1 月 20 日
病院事業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例（平成 25 年豊後大野市条例第 84 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第 2 条 条例に基づき、修学資金の貸与を受けようとする者は、豊後大野市民病院看護師修学資金貸与申請書（様式第 1 号。以下「貸与申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、豊後大野市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 看護師養成施設の在学証明書
- (2) 最終学歴の成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 希望動機に伴う小論文（800 字程度）

2 修学資金の貸与を受けた初年度の翌年度以降継続して貸与を受けようとする者は、毎年度 4 月末日までに貸与申請書に、継続貸与を希望する旨を記載するとともに、次に掲げる書類を添えて、病院事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 看護師養成施設の在学証明書
- (2) 修学状況調書（様式第 2 号）

(貸与の決定)

第 3 条 病院事業管理者は、貸与申請書の提出があったときは、速やかに審査し、貸与するものと決定した時は、看護師修学資金貸与承認決定通知書（様式 3 号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査については、書類審査及び面接審査を行うものとする。
- 3 前条第 2 項の審査については、面接審査を省略することができるものとする。
- 4 病院事業管理者は、申請者が年度の中途において貸与の申請をした場合は、申請者の希望により、年度当初に遡って貸与の決定をすることができる。

(誓約書の提出)

第 4 条 前条の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、連帯保証人 1 人が署名した誓約書（様式第 4 号）を病院事業管理者に提出しなければならない。ただし、前年度と同一の看護師養成施設に在学し、引き続き貸与の決定の通知を受けた者は、この限りでない。

(連帯保証人)

第 5 条 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、保証能力を有するものでなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第 6 条 病院事業管理者は、被貸与者が条例第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第 3 条の貸与の決定を取り消すものとする。

- 2 病院事業管理者は、条例第5条第2項前段の規定に基づき、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。
- 3 管理者は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、看護師修学資金貸与取消（停止）通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。

（貸与の方法等）

第7条 病院事業管理者は、当該年度分の修学資金を上・下期に分け、上期にあつては6月末までに、下期にあつては12月末までに貸与するものとする。

- 2 修学資金の貸与は、被貸与決定者名義の口座への振込みの方法によるものとする。
- 3 被貸与決定者は、病院事業管理者に対し、あらかじめ看護師修学資金貸与に伴う口座振込依頼書（様式第6号）を提出しなければならない。

（辞退の届出）

第8条 被貸与者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、その旨を看護師修学資金辞退届（様式第7号）により病院事業管理者に届け出なければならない。

（届出の義務）

第9条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証明する書類を添えて病院事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。
 - (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。
 - (3) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (4) 卒業したとき。
 - (5) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所に変更があつたとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人（被貸与者の遺族を含む。）は、速やかに、その旨を病院事業管理者に届け出なければならない。

（返還）

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、病院事業管理者が定める日までに一括又は分割払で返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 看護師養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護師の免許を取得した後、直ちに豊後大野市民病院（以下「市民病院」という。）に看護師として採用されなかったとき。
- (4) 被貸与者の看護師養成施設修学期間のうち修学資金貸与期間に対し、市民病院での看護師業務に従事した期間が下回った場合には、一部返還とする。返還額の計算は、全貸与期間月数から市民病院勤務月数（端数切り上げ）を除いた月数に全貸与期間月数で除し、貸与金額全額を乗じて計算する。ただし、返還額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り上げる。

(返還の猶予)

第11条 病院事業管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 条例第6条第1項第1号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があり、修学資金を返還することが困難であると認めるとき。

2 前項の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、看護師修学資金返還猶予申請書(様式第8号)に申請事由を証する書類を添えて病院事業管理者に提出しなければならない。

3 病院事業管理者は、修学資金の返還を猶予する又は猶予しない旨の決定をしたときは、その旨を看護師修学資金返還猶予承認(不承認)通知書(様式第9号)により、申請者に通知する。

(返還の免除)

第12条 条例第6条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、看護師修学資金返還免除申請書(様式第10号)にその事実を証する書類を添えて病院事業管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修学資金の返還を免除する又は免除しない旨の決定をしたときは、その旨を看護師修学資金返還免除承認(不承認)通知書(様式第11号)により、申請者に通知する。

3 条例第6条第2項の規定で定める事由は、次に掲げるものをいう。

(1) 災害その他不可抗力によるもの

(2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

4 条例第6条第1項の貸与を受けた期間に相当する期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により看護師の業務に従事できなかった期間は、従事した期間として算入する。

(報告の要求)

第13条 病院事業管理者は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、被貸与者に報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

豊後大野市民病院看護師修学資金貸与申請書（新規・継続）

年 月 日

豊後大野市病院事業管理者 様

貸与申請者

郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 月 日生

電話番号 _____

私は、豊後大野市民病院看護師修学資金の貸与を受けたいので、豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例施行規程第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 在学する学校・養成所名等

(1) 学校・養成所名 _____

(2) 課 程 名 _____

(3) 学 年 第 _____ 学年

2 貸与申請金額 月額金 _____ 円

3 貸与申請期間 _____ 年 月 から _____ 年 月 まで

4 貸与を希望する理由

*貸与申請者が未成年の場合には、下記に記入してください。

上記申請について同意します。

保護者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ ⑩ 続柄 _____

修学状況調書

第 号
年 月 日

豊後大野市病院事業管理者 様

学校・養成所名 _____

学校長氏名 _____ (印)

課 程 _____

記載者 職名・氏名 _____

豊後大野市民病院看護師修学資金の貸与を希望している下記の学生について、豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例施行規程第2条の規定により通知します。

記

1 貸与申請者 第 _____ 学年 氏名 _____

2 本人の状況

(1) 健康状況及び修学態度

(2) 出席状況（イ及びウは2年生以上について記入）

ア 欠席日数 _____ 日 / 出席すべき日数 _____ 日（欠席割合 _____ パーセント）

イ 取得単位数 _____ 単位 / 通算標準取得単位数 _____ 単位

(3) その他（特記事項）

様式第3号（第3条関係）

看護師修学資金貸与承認決定通知書（新規・継続）

第 号
年 月 日

様

豊後大野市病院事業管理者



年 月 日付けで申請のあった修学資金の貸与について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 貸与番号 第 号
- 2 貸与金額 月額 円
- 3 貸与期間 年 月分から
年 月分まで

誓 約 書

年 月 日

豊後大野市病院事業管理者 様

被貸与者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

電話番号 _____

学校・養成所名 _____

課程名 _____ 第 学年

貸与番号 _____

私は、豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、卒業し、免許を取得した後は直ちに豊後大野市民病院において看護師の業務に従事し、及び修学資金返還の事由が生じたときは遅滞なく返還することを誓約します。

上記の者の当該学校・養成所在学中に貸与される豊後大野市民病院看護師修学資金に係る返還の債務について連帯して責任を負います。

年 月 日

連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

電話番号 _____

様式第5号（第6条関係）

看護師修学資金貸与取消（停止）通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

豊後大野市病院事業管理者



年 月 日付けで決定した修学資金の貸与について下記のとおり〔取消・停止〕したので通知します。

記

決定事項

1. 貸与金額 月額 円
2. 貸与（取消・停止）期間 年 月分から
年 月分まで

取消・停止の理由

様式第6号（第7条関係）

看護師修学資金貸与に伴う口座振込依頼書

年 月 日

豊後大野市病院事業管理者 様

被貸与決定者 印

豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例施行規程第7条の規定に基づき、口座振込依頼書を提出します。

振込依頼先口座等

フリガナ					口座届出印鑑
氏名					印
住所	〒 -				
電話番号	-	-	生年月日	喇・穢	年 月 日
振込先	銀行 ・ 農協 ・ 組合 ・ 金庫	店番号	本店 ・ 支店 ・ 出張所	預金種目	
				1. 普通・総合	2. 当座
				口座番号	
	フリガナ				
	口座名義				

※ ゆうちょ銀行に振込みを希望する場合には、「記号・番号」ではなく、振込み用の「店名・預金種目・口座番号」を記入すること。

(注意) 上記の内容のわかる通帳の写しを添付すること。

看護師修学資金辞退届

年 月 日

豊後大野市病院事業管理者 様

被貸与者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

電話番号 _____

学校・養成所名 _____

課程名 _____ 第 _____ 学年

下記理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

なお、現在まで貸与を受けた修学資金の期間及び総額は次のとおりです。

記

1 貸与番号 _____ 第 _____ 号

2 修学資金貸与済期間 _____ 年 月分から

_____ 年 月分まで

3 修学資金受取済総額 _____ 円

4 辞退理由

様式第9号（第11条関係）

看護師修学資金返還猶予承認（不承認）通知書

年 月 日

被貸与者

様

豊後大野市病院事業管理者



平成 年 月 日付けで申請のあった看護師修学資金の返還猶予については、次のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

なお、返還猶予期間終了翌月以降通常の修学資金返還を願います。

記

1 貸与番号 _____ 第 _____ 号

2 返還猶予期間

年 月から

年 月まで

3 返還残額 _____ 円

（不承認の場合）

（理由）

